

# 軽自動車税の税率

令和8年度税制改正により軽自動車税環境性能割が廃止されました。  
それに伴い、令和8年4月1日から「軽自動車税種別割」は「軽自動車税」という名称に変わりました。税率及び手続きはこれまでと同じです。

## [軽自動車税の税率]

### ●原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・小型二輪の税率

車両の種類		税率	申告(手続き)先
原動機付自転車	総排気量が50cc以下または定格出力が0.6kw以下	2,000円	延岡市役所 市民税課 (0982)22-7065  又は各総合支所 ＜北方＞ (0982)47-3601 ＜北浦＞ (0982)45-4228 ＜北川＞ (0982)46-5012
	総排気量が50ccを超え90cc以下または定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円	
	総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下(新基準原付)	2,000円	
	総排気量が90ccを超え125cc以下または定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下のもの	2,400円	
	特定小型原動機付自転車	2,000円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊自動車	農耕用	2,400円	
	その他	5,900円	
軽二輪(総排気量が125ccを超え250cc以下のもの)		3,600円	宮崎運輸支局 (050)5540-2088
小型二輪(総排気量が250ccを超えるもの)		6,000円	

### ●三輪・四輪の軽自動車

車両の種類		旧税率(A)	新税率(B)	重課税率(C)	申告(手続き)先	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	軽自動車検査協会 宮崎事務所 コールセンター (050)3816-1760	
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円		8,200円
		自家用	7,200円	10,800円		12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円		4,500円
		自家用	4,000円	5,000円		6,000円

- ※1 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした軽自動車は、(A)の旧税率が適用されます。
- ※2 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから(B)の新税率が適用されます。
- ※3 二酸化炭素の排出を抑制するなど、自動車環境対策(グリーン化)を進めるため、最初の新規検査年から13年を経過した三輪・四輪の軽自動車については、(C)の税率が適用されます。軽自動車税重課税率適用年度早見表をご覧ください。

#### 最初の新規検査とは…

新車登録する際の検査のことで、軽三輪と軽四輪については新規検査(新車)の実施年月で税率を判定します。

なお、最初の新規検査年月は自動車検査証の「初年度検査年月」に記載されており、納税通知書の「初度検査年月」でも確認できます。

令和○年度 延岡市 軽自動車税 納税通知書兼領収証書	市町村コード 452033 延岡市	加入者名 延岡市会計管理者 口座番号 02040-9-760081	公	令和○年度 軽自動車税 納税証明書(継続検査用)
〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  〇〇 〇〇〇 様		令和○年度 全期 車両番号 車両の種類 初度検査年月 通知書番号		納税義務者 車両(標識)番号 証明有効期限 上記車両について滞納が
0000000				